

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(同)…
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………
- 防災街区整備事業組合の理事長の住所の変更……………
- ……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)…

### 告示

●東京都告示第百四十三号  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき戸越五丁目19番地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年六月二十日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 組合の名称

戸越五丁目19番地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

平成三十年十二月二十一日から令和六年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

品川区戸越五丁目地内

#### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区戸越五丁目十九番七号

#### 五 変更の内容

事務所の所在地を品川区戸越三丁目一番二号に変更する。

#### 六 定款の変更の認可の年月日

令和元年六月二十日

### ●東京都告示第百四十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年六月二十日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 組合の名称

武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から令和四年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

品川区小山二丁目及び小山三丁目各地方

#### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区小山台一丁目二十二番八号昭和ビル二階

#### 五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年四月十三日

#### 令和元年六月二十日

### ●東京都告示第百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

#### 取消しに係る道路の種類

取消年月日

#### 取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

#### 法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和元年五月三十日

昭島市緑町四丁目二六六、二六七番七、二六八番七、二六九番一及び二六六番三十番一の各一部

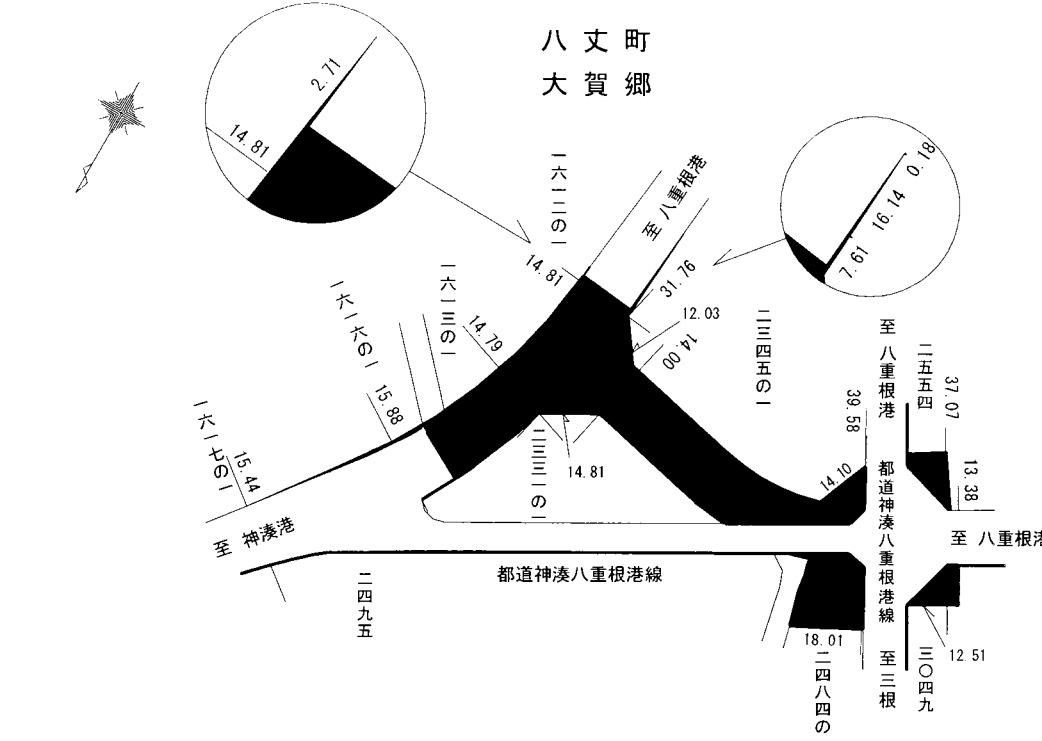
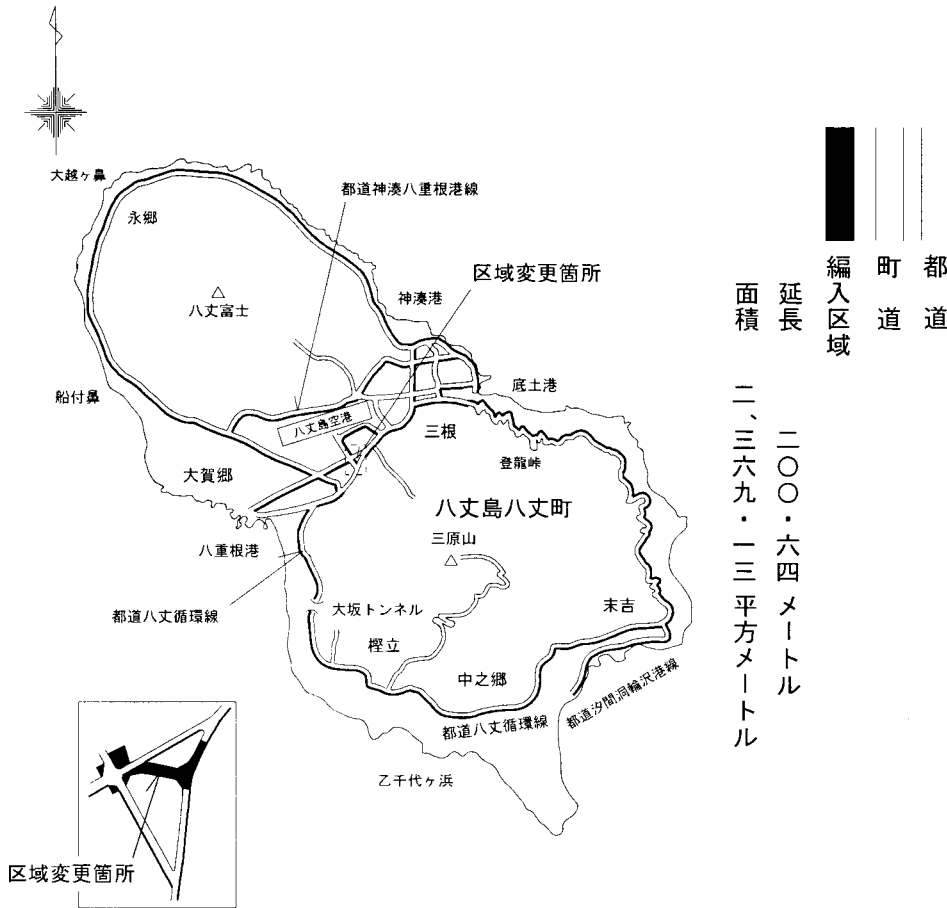
延長 三三・一〇

幅員 四・〇〇

●東京都告示第百四十六号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別 図

都道神湊八重根港線区域変更略図  
 八丈島八丈町大賀郷地内



その関係図面は、令和元年六月二十日から起算して二週  
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和元年六月二十日  
 東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 神湊八重根港
- 二 変更の区間 八丈島八丈町大賀郷千六百十七番一地先から同所三千四十九番地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

告示 (下水)

●東京都下水道局告示第一号

下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水 (雨水) を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 供用及び処理開始 令和元年六月二十八日  
始年月日

二 下水 (雨水) を 別表のとおり  
排除及び処理す  
べき区域

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先  
分流式又は合流 分流式  
式の別

五 終末処理場の位 大田区大森南五丁目二番二十五号  
置及び名称 森ヶ崎水再生センター

別表

区名 町名 街区符号又は地番  
全部告示区域

世田谷区 岡本三丁目 十四番、十五番及び二十一番

同区 成城四丁目 十番及び十一番

同区 成城五丁目 十八番から二十番まで

公 告

防災街区整備事業組合の理事長の住所の変更  
について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号) 第四百四十八条第三項において準用する都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第二十八条第一項の規定により、西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和元年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名 佐々 一郎

二 住所 新宿区西新宿六丁目十五番一―四二〇五号

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

